



一般社団法人 日本ファミリーホーム協議会 令和2年度 事業計画

平成28年の児童福祉法の改正により、国は社会的養護において家庭的養護を目指す方向性が強化されました。家庭での養育が困難または適当でない場合「家庭における養育環境と同様の養育環境」とされ、平成29年8月に「新しい社会的養育のビジョン」が作成されました。その中で代替養育として、里親だけではなくファミリーホームも家庭養護の重要な役割をますます担うことになりました。

日本ファミリーホーム協議会は、「すべての子どもは大切な子どもです」という思いの元、社会的養護を必要とする委託された子どもの最善の利益のために、またファミリーホームの情報発信、会員の情報交換、相互交流、ファミリーホーム制度の普及、発展をおこない家庭養護の充実を促進し、社会的養護を必要とするすべての児童が家庭で暮らすことのできる社会を目指しています。

ファミリーホームは、暖かい安心できる家庭環境の中で、子どもの一人ひとりに寄り添った対応、また子どもを取りまく多様な課題への対応が求められています。そして子ども一人一人の豊かな成長を願い、自尊心をもって自立し大人へとなっていくために、関係者と手をつなぎ合い、時には実親とも寄り添いながら、子どもの幸せの実現のために力を尽くします。

そのために、日本ファミリーホーム協議会として、令和2年度は以下の8つの重点項目を定めて取組み、役員をはじめ会員相互の緊密で有機的な連携のもと、協議会組織が一体となって活動を推進し、子どもの福祉の一層の充実を図るものとします。

《重点項目》

(1) 「子どもの最善の利益」を第一義とした、より良いファミリーホームのための政策提言（要望書提出）

(2) 厚生労働省・社会的養護他団体・関係団体との連携

- ・厚生労働省 子ども家庭局 家庭福祉課
- ・児童の養護と未来を考える議員連盟
- ・子どもの家庭養育推進官民協議会
- ・全国退所児童等支援事業連絡会
- ・全国児童家庭支援センター協議会
- ・全国里親会、全国児童養護施設協議会等

(3)家庭養育の質がより良いものになるための研修の推進

- ①日本財団助成研修 ②研修委員会企画研修 ③処遇改善のための研修
- ④ファミリーホーム全国研究大会 ⑤全国各地区8ブロックでの活動研修
- ⑥その他必要な研修

(4)会員・各ブロックとの連携・課題等情報交換一運営会議等

会員の声を聴き、各ブロックでの研修や活動を応援し、情報交換の内容を全国役員会で話し合えるよう、各地区ブロック理事による運営会議を充実させます。アンケート調査などで、自治体間の格差などをアセスメントし、より良い方向について話し合い、国に提言します。

(5)委員会活動の充実

- ①研修委員会 ②事業調査・政策委員会 ③社会的養護とファミリーホーム委員会
- ④役員選出規定検討委員会 ⑤ファミリーホームの在り方検討会
- ⑥ファミリーホーム開設運営マニュアル作成委員会 ⑦定款・運営規程見直し検討委員会

(6)会員連携・広報の充実

- ①会員メーリングリスト作成－隨時会員向けの情報提供・ニュースレター
- ②ホームページの充実 ③会報誌の発行 ④会員のしおり作成 ⑤その他

(7)事務局の強化

- ①事務局活動計画 ②ファミリーホーム賠償責任保険 ③監査
- ④各都道府県市のファミリーホーム協議会の開設支援、活動支援を行う。

(8)ファミリーホーム開設支援・相談窓口の開設

事務局活動計画

①事務局

(事務局について)

〒655-0872 神戸市垂水区塩屋町大谷 657-3 (事務局長宅 ワンズハウス内) に移転

(事務局員について)

- ・事務補助にかかる経費を予算内で確保する。
- ・事務局を手伝っていただける方を随時募集する。

(事務局会議)

- ・会議の準備等のため、事務局で開催及び skype 会議により必要に応じて行う。
- ・発送作業時に事務局会議を兼ねる。

(発送作業)

- ・入金案内、保険案内、総会案内、会報誌、協議会のしおり、全国大会関係、機関誌「社会的養護とファミリーホーム」、入会案内等

発送業者：クロネコメール便、ゆうメール便

印刷：プリントパック等、ネット印刷を活用。

②ファミリーホーム賠償責任保険（担当：前川副会長）

- ・事故時の相談窓口：ファミリーホーム上野
- ・団体保険として各ホーム名の入った保険加入証を送付。
- ・12歳以上委託児童名簿の作成。

③監査

- ・監査は、基本的には会長、会計、事務局長の参加。